

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(南多摩交通圏)に係る審議(1回目)

1. 日 時

令和2年1月30日(木) 10:30~11:30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

自動車局旅客課:角谷地域交通対策官 ほか

事案処理職員:運輸審議会審議室 大沢

4. 議事概要

- 自動車局から、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(南多摩交通圏)の概要等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 減車方法について、減車だけでなく、曜日別とか、営業方法の制限で実施している地域はどれくらいあるか。
 - ② 南多摩地区のタクシー事業の現状を見ると、営業方法の制限ではなく、「減車」の方法がよいのではないか。
 - ③ タクシー乗務員の労働条件は改善されているか。

等について、意見・質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ① 法人タクシーはどの地域でも実施している。
- ② 今後、初乗り短縮運賃や事前確定運賃など新たな取組を実施していくことからまずは今後の状況を見ていきたい。
- ③ 来月1日からの運賃改定により、実質値上げとなるため上乗せ分を乗務員

の賃金に転嫁されることにより、労働条件の改善に努めていく。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。